

令和 2(2020) 年度第 3 回多治見市男女共同参画推進審議会
議 事 要 旨

I. 開催日時：令和 3 (2021) 年 3 月 11 日 (木) 14 時 58 分～16 時 45 分

II. 場所：産業文化センター 3 階中会議室

III. 出席者（敬称略）

＜出席委員＞ 伊藤静香、鈴木亜紀子、安藤克己、岩下英治、唐木直美、城下真由美、
守屋ひと美、山本真行（8 名）

＜欠席委員＞吉田淑恵、長谷川昌子、村瀬竜也、加藤浩高、加藤禎恵、河人宗寿（6 名）

＜事務局＞ 環境文化部長：若尾浩好、くらし人権課長：加藤直美
くらし人権課：鬼頭佳嗣、佐藤菜月

IV. 内容

・はじめに

【議題】

- 1 令和 2 年度第 3 次男女共同参画プラン事業実施の評価・検証について
- 2 ジェンダーフリーガイドラインについて（検討）
- 3 令和 3 年度市民意識調査について（検討）
- 4 その他
 - ①令和 3 年度第 1 回審議会の開催について
 - ②情報提供

資料 1-1：令和 2 年度第 3 次男女共同参画プランの事業実施の評価・検証について

1-2：令和 2 年度第 3 次男女共同参画プランの各課事業一覧（方針ごと）

資料 2：ジェンダーフリーガイドライン改訂版（案）

資料 3-1：市民意識調査協力をお願い

3-2：令和 3 年度男女共同参画に関する市民意識調査票

冊子：ひとりひとりが幸せな社会のために

別紙：令和 2 年度第 3 次男女共同参画プランの進捗確認票（施策ごと）

V. 議事要旨

・はじめに

事務局 少し時間が早いですが、これより令和 2 年度第 3 回多治見市男女共同参画推進審議会を開催します。

本審議会は、委員の過半数の出席をいただいております、1 名委員が遅れてみえますが、多治見市男女共同参画推進審議会規則第 5 条第 3 項の規定により、審議会が成立していることをご報告いたします。

また、本審議会は、多治見市情報公開条例第 23 条により公開としますので、ご了承ください。

・会議及び議事録の公開、会議の録音について

事務局 本審議会の議事については、録音をさせていただき、議事録を作成します。各委員の確認後、発言者の公表はせず、ホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局 それではこれより会長に議事の進行をお願いいたします。

【議題】

1. 令和 2 年度第 3 次男女共同参画プラン事業実施の評価・検証について

会 長 さっそく議題に入りたいと思います。事務局から説明願います。

事務局 (資料 1-1、1-2、別紙に基づき説明)

会 長 ご質問、ご意見はありますか？

委 員 2 つほどアンケートの項目に関して、実施年度に該当しなかったということで D 評価があったと思います。実施年度に該当せず、実施できなかったものは B 評価だった覚えがありますが、その評価でよろしいですか？

事務局 毎年、事業実施年度に該当しなかったものについては、D 評価としています。

会 長 方針 5 の施策 13・14・15 の事業ですが、A 評価が 2 つあります。C 評価もあるので、平均すると B 評価になると思います。前年度より計画を上回った評価が 2 つありますが、全体の評価を B とした根拠はありますか？

事務局 全体の平均をとり、B 評価としています。

会 長 特に今年はコロナ禍の中で事業が困難な状況で実施されたと思います。担当課に聞かないと分からないかもしれませんが、事業の実績にリーフレットの配布、設置されていると記載があります。コロナ禍の中、世の中では、リーフレットなどが撤収や撤去されたこともありました。記載を見る限りではそのまま設置されたと考えられますが、そのままでしたか？

事務局 リーフレットの設置は産業観光課の事業としてありますが、コロナ禍の中でも設置されていました。

会 長 設置に関してのコロナ対策は講じられていましたか？

事務局 把握しておりません。

委員 情報啓発に関しての効果が測定しにくいと記載があります。せっかくお金と時間を使うので、効果測定ができないのはよくないことだと思います。すぐにとは言わないですが、今後考えてほしいと思います。一つ一つの項目に関してアンケートを取ることは現実的ではないですが、せめて何かを見た人からこうした声があった、これを聞いてくれた人から意見が寄せられたといったことでもよいので、各課の進捗確認票に記載されてくるとよいと思います。

会長 コロナで研修、イベント、事業などが実施されなかったときにどのように工夫や対応をしていたか各委員のご意見を教えていただけますか？

委員 講座やイベントを行っていますが、中止にするのは簡単ですが、職場の方針として、実施することとしています。さすがに緊急事態宣言の際には、中止にしました。それ以外の際は、国、県、市の方針に従い、当館の収容人数 20 人に対し、10 人までの定員として募集し、外で活動する際も子どもは密集してしまうので、定員 20 名としています。以前行った講座では、ある大学の大学院生が講師の際、その大学院生の学部ではなかったのですが、コロナ感染者が出てしまったため、講師だけ WEB 上で、参加者には会場に直接来てもらうといった形式で実施したこともあります。

委員 4 月発行予定の文化情報紙において、一番後ろのページにコロナ対策を施しながらどのような活動を行ったか 1 ページにまとめています。去年の 4・5 月は公共施設が臨時休館となったので、活動は行えませんでした。6 月から状況を見ながら、ソーシャルディスタンスやマスクの着用をお願いし、特に声を出さなくても行える講座にしたり、人数を限定的にしたりしながら取り組みました。ただし、一部の方にはご不便をおかけしてまいりました。コロナの感染力が強いということもありましたので、長時間にわたって施設にいることは難しく、呼びかけやお声掛けさせていただきました。従来に比べ、施設を使用してのサークル活動などの回数はかなり落ち込みました。しかし、コロナが落ち着くと、再度活動したいといった意識を持っている方がいたので、十分気をつけながら施設を利用してもらいました。おかげで全施設コロナのクラスターは発生せず、コロナ対策を講じながらの活動は、上手くいったのではないかと思います。

市でも様々な活動をコロナ禍の中で、苦勞したと思いますが、イベントや講演会が中止となる中で、男女共同参画に関連して計画どおりに実施できた項目がこれだけあるということは、すばらしいと思いました。さきほど効果の測定という意見もありましたが、5 年をスパンとして、市民意識調査において、どのくらい男女共同参画に対しての意識が高まってきたのか答えが分かると思います。また、何らかの形で数字に反映されるとよいと思います。教育の現場では、小さい頃から差別や区別といった意識をなくしていくことの積み重ねが社会全体を変えていく大きな力になると思います。様々なコロナのニュースを見ていてそうしたことを強く感じました。取り組み一つ一つが効果として表れてくることに期待しています。

会 長 コロナ禍で特に虐待やドメスティックバイオレンスがひどくなるというニュースが流れる中で、子ども支援課が虐待支援専門相談員を増やしたり、資源を投入したりして社会の状況をいち早くキャッチし、施策としてつなげている小回りの良さを感じました。

委 員 子ども支援課が虐待支援専門相談員を配置したことも時代に即したことだと思います。私自身は療育の分野で関わっていますが、よく職員同士で話をすることは、市のNPO法人には子育ての分野で支えてもらっています。子育てに関する相談窓口が沢山あることが、本当に安心につながるのかといたら、つながることもありますし、つながらないこともあると思います。子どもを出産した後、親と子どもがふれあうための体験の機会が作られると、もう少し親の様々な不安も解消されてくるのではないかと思います。

会 長 相談するまでのハードルの高さがあるって、何気ない社会のふれあいの場に出てくる悩みは、解消できる場があるとその中からふれあい、ネットワーク、親同士のつながりができて、相談する以前にお互いの悩みを打ち明ける協力体制ができるかもしれないですね。

委 員 審議会での各課ヒヤリングは必須ですか？

事務局 必須ではありません。

委 員 もし何か質問事項があり、この場で解決ができないことや実際に担当者や担当課に聞きたいことがあった際に、審議会の日程が合えば、ヒヤリングになるということですか？

事務局 その通りです。

会 長 ここ最近、ヒヤリングは行っていないですね。どうしても担当課に聞いてみたいことはありますか？

(意見なし)

会 長 進捗確認票の予算の件で、話がありましたね。

事務局 各課の進捗確認票の予算額の欄ですが、令和3年度の予算額を各課に記載してもらっています。今年度は1月に各課に照会をしましたが、照会をする時期によっては、金額に変動があります。次年度の予算欄については、空白で記載を依頼したいと思っています。

会 長 事務局作成した資料1-2は、令和2年度の事業をA3版に資料としてまとめてもらっています。実際は、別紙に各課が進捗確認票を記載し、その中で次年度については、年次計画と予算額を記載してもらっています。しかし、次年度の予算額となると、金額が確定す

るのに時間がかかるので、記載が難しいということでした。そのため、次年度の予算額については、空白とし、事業実施年度の予算額についてのみ記載するという話になります。

男女共同参画のための予算は、自治体でどのくらい確保されているのか、自治体の姿勢を図るために必要です。ジェンダー予算と言いますが、ジェンダー平等の施策を進めていくものになるので、重要なものになります。各課が男女共同参画の施策に対して、どれだけ予算を確保しているのかきちんと把握することは大切だと思いました。課によっては、事業に予算を確保していない部署もあるそうです。予算無く事業が行われているということを考えていけないといけないと思いますし、事業を実施するには、ある程度の予算が必要だと思います。その上で、男女共同参画の事業を進めていくことが重要だと思います。

委 員 記載のあるくらし人権課の令和3年度の予算は指標になるものではないですか？令和2年度や令和元年度の予算と比べると大幅に増加しています。年次計画は引き続き同様のものですが、何か大幅に事業に取り組む予定がありますか？

事務局 令和3年度に市民意識調査を実施しますので、そのための予算を確保しています。

各課にプランの進捗確認を行った1月は予算の査定を行っていますので、日々金額が変動します。予算は、3月議会が終わってから確定します。審議会での報告を間に合わせようと思うと、この時期に各課に照会をしないと間に合いません。例えば、各課の進捗確認票のNo. 1を見てもらうと、予算額の欄に男女共同参画推進事業費とあります。この事業費の中でも様々な事業が行われています。No. 1の事業を見ると、広報啓発の事業ですが、その予算だけを切り取って記載することが難しい状況です。他課において、予算額が記載されないのもそうしたことが原因だと思われます。そのあたりをご理解いただき、記載できる範囲内で把握するのが現実的かと思われます。

委 員 課全体の項目で記載されていますか？

事務局 課全体の項目ではありません。細目が男女共同参画ならよいですが、細目が沢山あり、一部が男女共同参画のための予算となると、予算額として切り取って記載することが難しいと思います。

会 長 他にご意見なければ、議題2に移らせていただきます。

(意見なし)

2. ジェンダーフリーガイドラインについて（検討）

会 長 事務局から説明願います。

事務局 (資料2に基づき説明)

会 長 前回の審議会では、市職員向けのものと市民向けのものと2種類用意するという話でした。しかし、事務局内でも調整があり、市民向けのものだと簡単になりすぎてしまい、意図が上手く伝わらないということで、どちらの対象でも活用ができるものとして今回作成しました。平成11年のガイドラインが活用されないまま今に至っていますので、まずは世に出すことが大切です。今後、状況に合わせて改訂をしていくことを重要視し、3月に発行をしようということで、作成されております。

資料は、事前に委員のみなさまにメールで送られていますか？

事務局 メールでデータを送付しています。紙媒体の資料は本日配付しております。

会 長 内容についての質問や表現についてこうした方がよいのではないかといったご意見をいただければと思います。表現に記載のあるイラストと写真の欄はのちほど入ります。

事務局 補足説明をいたします。今回のガイドラインですが、久しぶりに作成しましたので、市でも使えるように市長にも見せたいと思います。そうすると、庁内の会議にもかけることになります。実際に正式に世に出すことができるのは5月頃になると思いますので、その点だけご了承ください。

会 長 資料2には3月改訂とありますが、庁内の調整が入ると、年度をまたぎ、発行が5月か6月になるということですね。発行は紙媒体ではなく、ホームページで見られるようにということですね。

事務局 両方です。研修等で活用する際には、紙媒体で発行します。

委 員 1ページの「はじめに」の欄の3段落目の「市職員をはじめ、」からの行を改行すると読みやすくなると思います。

委 員 8ページの2.事業等の実施について(2)の各留意事項ですが、例示が悪いことの例、良いことの例とバラつきがあるので、例示をどちらかに合わせないと読みづらいと思いました。

委 員 留意事項の③性別による役割分担の印象を与えることを避けること(例：お祭りの際のテント設営は男性、炊き出しは女性といった分担など)、④性別に関わらず参加できる環境にすること(例：託児を設けるなど)、⑧性別に関わらず指導の仕方を同等にすること(例：男性には厳しくするなど)の例の中で、④は、そうしてくださいといった例になっていますが、一方、③及び⑧は、こうしたことがないようにといった例になっていると思いますので、揃えた方がよいと思います。例えば、「力仕事は男性、食事のことは女性と決めつけないこと」といった例にするとよいと思います。

1ページの「はじめに」の2段落目、「市民と行政がよりよいパートナーシップのもとに進めていくことが大きな鍵であり、両者を結ぶ重要なメディアである各種の発行物や実施す

る事業等が」ですが、市民と市職員が活用するものなので、市民と行政のパートナーシップ、両者を結ぶ発行物の想定なのかと記載に疑問を感じます。文言を「各種の発行物や事業等が」に変えたらよいと思います。今回のガイドラインは、市から発行する発行物だけのことを指しているわけではないので、文言に違和感を覚えます。

会 長 一度検討願います。

事務局 ガイドラインを作成している側からで恐縮ですが、8 ページ（2）各留意事項の④性別に関わらず参加できる環境にすること（例：託児を設けるなど）はすんなり入りますか？

会 長 どういったことですか？

事務局 女性が育児を行っているのが前提とした記載になっていないかどうかということです。他によい例があるのか、そもそも文言を削除するのがよいのかご意見をお聞きしたいです。

委 員 実際に、託児所があることで、イベント等に参加できる人がいるので、私は違和感はありません。ただ気になるのであれば、「様々な立場の人が参加できる環境にすること」といった文言に変えるのも一つの手だと思います。私はそのまま記載を残したらよいと思います。

会 長 話は変わりますが、多治見市の平成 11 年のガイドラインについて、知り合いの方が懇話会の時代に作成された話を聞きました。ガイドラインを作成するために懇話会の当時のメンバーが何度も勉強会を開き、専門の先生にも聞き、かなり時間をかけて作成されたそうです。日進市が 2019 年にガイドラインの改訂を行っていますが、改訂前に作成されたガイドラインは、平成 11 年に作成された多治見市のガイドラインを参考にして作成されています。他の市の参考になるぐらい、多治見市のガイドラインが当時しっかりしたものを作成していたということです。今回、事務局が作成されたガイドラインは、反対に日進市を参考に作成しています。自治体が相互に協力し合いながらこうしたガイドラインを作成することは、とてもよいことだと思います。作成のプロセスが大事なので、委員のみなさんにも活用してもらうことも大切です、事務局にもご意見を寄せてほしいです。

委 員 ガイドラインの内容についての意見ではないですが、ガイドラインを作成することによって誰にでも優しく、気持ちのよい社会でありましょうということが意義であると思います。以前、私の職場の施設でガイドラインに沿ってということだと思いますが、「オンブズマン」の「マン」は、男性のことを指すので、「オンブズヒューマン」にしようという話や、トイレのマークがすべて真っ黒で表示されたことがありましたが、赤は女性で、青は男性を指すので、よくないということを意図していたのだと思いますが、真っ黒のマークになったことで、遠方から見た際に、どちらが男性、女性のトイレか分かりにくいといった意見がありました。他にも発行物のためのウォーキングのイラストを描いた際に、ジャージの色

を男性は青色、女性は赤色にしたところ、その発行物は発行できないと言われました。では何色で塗ったらよいのか延々と議論になったことがありました。極端な表現、言葉狩りに走らないことが私の願いとしてあります。子どもを抱えている母親がにっこり笑ってお互いに笑顔になっている写真を使用したいと思っても、女性だけが子育てをしているのだと極端に誤解されてしまうと残念です。ただ、笑顔あふれる関係性がよりよくありますようにという願いを込めたとしても、見た人に直接説明ができないまま一方的に意見を言われてしまうと悲しく思います。ガイドラインをもとに、よりよい社会を作っていきたいという認識で、皆さんひとり一人が意識してもらえることを強く願います。作成されたガイドラインが決して悪いというわけではなく、記載されているような意識を持ち、一つ一つ取り組んでいくことが大切です。しかし、あまり極端になってしまうと、かえって差別や区別を生みやすくなるのではないかとこの心配もあります。ガイドラインを使う側もしっかり意識しながらよりよい社会とは何かということを考えるきっかけになるとよいと思います。

会 長 表現に記載のある基本的な考え方が大事で、好ましくない表現、好ましい表現の一つ一つの言葉が丁寧に記載されています。ただ、記載のものが良いとか悪いとかではなく、適切な表現であるか考えましょうということを考え方として記載しています。私も委員の意見はとても大事なことだと思います。

委 員 なぜその表現になっているのか考えることから始め、話し合える場になるとよいと思います。ガイドラインに記載してあるため、このとおりに表現してくださいという誤解をされないか心配です。有効に使われる道具の一つとしてガイドラインが活用されるとよいと思います。

会 長 ガイドラインがホームページに掲載される際に、委員が言われたことに気をつけながら、掲載してもらいたいと思います。人の感じ方が十人十色なので、一つの指標となると思います。

いつまでであれば、意見は取り入れてもらえますか？

事務局 3月末までであれば、検討いたします。

会 長 他にご意見がありましたら、3月末までに事務局にご意見をお願いします。ご意見が出尽くしたので、議題2を終了いたします。

3. 令和3年度市民意識調査について（検討）

会 長 令和3年度市民意識調査について説明願います。

事務局 （資料3-1、3-2に基づき説明）

会 長 事務局からの説明でご意見はありますか？

委 員 複数回答と一つの回答では、何か違いや意図はありますか？

事務局 現在、確認を行っております。

会 長 実施する時期は8月以降ですか？

事務局 8月中旬から9月上旬を予定しています。

会 長 市民意識調査の結果が第3次男女共同参画プランの後期計画の参考となりますか？

事務局 第3次男女共同参画プラン後期計画の参考になります。

会 長 ある研修で行いましたが、男女共同参画基本法の自治体の役割として、男女共同参画の施策を進めるというものがあります。そのためにプランを作成しており、その地域に合わせた特色ある施策を進めることも法に規定されています。地域にあった施策を進めるために、現在、市民がどのように考えているのか把握するための調査で、法的根拠があります。

委 員 問13の選択肢が6つあり、そのうち3つに丸と記載がありますが、複数であるねらいはありますか？

事務局 現在、確認を行っております。

委 員 問6の答え方ですが、私のイメージでは両端に相反する選択肢があり、右端に分からないやその他の選択肢があると思います。他の質問項目もそのように記載してあると思いますが、問6だけ選択肢を選びづらいので、選択肢の順番を入れ替えてほしいです。

会 長 なかなかすぐにはご意見が出てこないと思うので、自宅で一度調査の回答を試みてください。どのくらい時間がかかり、回答しやすいのか、どういったことが必要なのかも含めて考えてみてください。

 次回の審議会でも再度審議することはできますか？

事務局 次年度第1回の審議会でも確定をしたいと思っておりますので、3月末までにご意見をいただきたいです。

会 長 次回の審議会の際には、完成した資料で審議することですね。ご意見があれば議題2と同様に3月末までに事務局にご意見をお願いします。本日欠席された委員の方にも事務局から案内をお願いします。

では、議題3を終了します。

4. その他

会 長 その他の事項につきまして、事務局から説明願います。

事務局 （次第、冊子に基づき説明）

会 長 議題が早く終わりましたが、全体を通してご意見はありますか？

（意見なし）

会 長 本日の議題は終了しましたので、事務局へ議題をお返しします。

事務局 これをもちまして、第3回男女共同参画推進審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

（閉会）